

重要事項説明書

(医療保険・訪問看護)

【事業所番号：1362090860 号】

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

事業者：株式会社リハビタブル

事業所：訪問看護ステーション リハビタブル

1. 法人（事業者）の概要

- (1) 法人名 株式会社リハビタブル
- (2) 法人所在地 東京都練馬区春日町四丁目 25 番 18 号
- (3) 電話番号 03-4363-2846
- (4) 代表者名 角田 亘

2. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション リハビタブル (令和3年2月1日開設)
所在地	〒179-0073 東京都練馬区田柄四丁目 28 番 14 号
連絡先	03-6904-2721
管理者名	菫澤 真理
サービス種類	(指定) 訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	<u>1362090860</u> 号 ※令和3年2月1日指定
サービス提供地域	東京都 【練馬区】旭丘・旭町・春日町・北町(全域)・向山・小竹町・栄町・桜台・高松・田柄 豊玉上・土支田・錦・練馬・羽沢・早宮・光が丘・氷川台・平和台 【板橋区】相生町・赤塚新町・赤塚・小豆沢・上板橋・坂下・志村・新河岸・高島平・ 大門・徳丸・成増・西台・蓮根・舟渡・東坂下・三園・四葉・若木

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後17:30
土曜 祝日	午前8:30 ~ 午後17:30
定休日	日曜・年末年始(12/29~1/3)

※24 時間対応体制を整えております。サービスを希望される方には、時間外の連絡先や連絡方法を別紙にて交付させていただきます。

※その他休業に関しては随時ご連絡致します。予め御了承ください。

(3) 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員配置については、指定基準を遵守しています。

	常勤	非常勤	計(人)	常勤換算
管理者	1名	名	1名	0.5
看護師(管理者含む)	8名	1名	9名	8.1
理学療法士	8名	1名	9名	8.5
作業療法士	3名	名	3名	3.0
言語聴覚士	名	名	名	

※ 常勤換算 職員それぞれの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定労働勤務時間数(週40時間)で除した数です。

※ 管理者が管理者業務と看護師業務を兼務します。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との対面や電話、ICT 等を活用した連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。また、より安全で質の高い訪問看護を提供するため、ICT ネットワークシステムを用いてご利用者様の医療・ケアに関する診療情報等を共有・活用し、計画的な管理を行います。なお、診療情報等の共有は、あらかじめご利用者様（またはご家族）の同意をいただいた参加者の間でのみ、適切なセキュリティ管理のもとで行われます。

厚生労働大臣等に対する申請、届出等に係る手続及び訪問看護療養費に関する費用の請求に係る手続を適正に行うとともに、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めます。また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することによるご利用者様の誘引や、訪問看護サービスの提供に関し、特定の医師を主治の医師とするべき旨や特定の事業者等を利用するべき旨を指示することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受することはいたしません。

(3) 提供するサービス

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画書に基づき、以下の必要なサービスを提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病状・症状の観察 ② 清拭・障害の観察 ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話 ④ 床ずれの予防。処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア※ ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ 疼痛管理 ⑪ その他医師の指示による医療処置

理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに行います。

訪問看護の提供にあたり、その継続性を確保するために、業務継続計画（BCP）を定めます。

- ※
- 1.ターミナルケア加算算定が必要な方の介助にはより安心できる声かけをし、身近に人を感じられるようにご利用者様の尊厳を守る援助をいたします。
 - 2.食事はできる限り経口摂取に努めます。
 - 3.医師に指示を仰ぎながら苦痛や痛みを和らげる方法を取り、ご自宅にて、できる限りの看取り看護を行います。
 - 4.ご家族の希望に沿った対応に心がけます。
 - 5.ご本人、ご家族の意向に変化があった場合は、その意向に従い援助をさせていただきます。

4. 利用料金

(1) 別紙 医療保険訪問看護利用料金表参照

※1 か月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

(2) 医療保険給付対象外サービス

医療保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

(税込)

※ 複写物 1枚につき 10 円
※ 日常生活用具、物品、材料費などは実費とさせていただきます。
※ 永眠時の処置代 20,000 円

(3) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払方法

【口座自動引落による場合】

利用者等の口座から、毎月 20 日に引落を行います。引落に必要な手数料に関しては、事業所で負担致します。

【銀行振込による場合】

毎月 20 日までに下記の口座にお振り込みください。

振込先 りそな銀行 店番 762 支店名 成増支店

普通預金 口座番号 4140336

口座名義 株式会社リハビタブル

※振込手数料は利用者負担となりますので予めご了承ください。

- 事業所は、料金の支払いを受けたときは、利用者等に対し領収証を発行します。
- 利用者等が事業所に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく遅延した場合には、事業所は上記方法によらない支払い方法を指定します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始いたします。

ご不明な点に関しましては、弊社職員が電話もしくはお伺いしてご説明いたします。

(2) 契約の終了について

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

1. ご契約者が死亡した場合
2. やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業所の重大な毀損により、ご契約者に対する指定訪問看護の提供が不可能になった場合
4. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
5. ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
6. 事業所から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)

(3) ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出について

ご契約者は現にサービスを利用している期間を除き、文書で7日前までに通知することにより、中途解約・契約解除を申し出ることができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

1. 医療保険対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
2. 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定訪問看護を実施しない場合
3. 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
4. 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
5. 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(4) 事業所からの申し出による契約解除について

以下の事項に該当する場合には、事業所からの申し出により契約解除することがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、催告した後も30日以内に支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院、病気等により、2カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ⑤ ご契約者が指定介護福祉施設等に入所した場合

(5) その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

- ・ご利用者様都合により1ヶ月間サービス提供が出来なかった場合、または予定から大きく逸脱するサービス頻度の場合、現状のサービス提供曜日・時間を変更することがあります。

6 緊急時・事故発生時の対応及び安全管理について

(1) 緊急時の対応体制

サービスの提供中に、ご利用者様の容体に変化が生じた場合や、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるとともに、緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。ただし、あらかじめ緊急時の対応（心肺蘇生措置を行わない等）について、本人及びご家族の意向がある場合は、その内容を優先した対応を行います。

(2) 事故発生時の対応及び安全管理

サービスの提供に伴い事故が発生した場合には、速やかに主治医、区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当ステーションでは、安全管理に関する考え方や事故発生時の対応方法を文書化したマニュアルを整備しています。発生した事故等の状況および処置については適切に記録・保存し、原因の分析を通じて再発防止策を講じる体制を整えています。

従業員に対して安全管理に関する研修を定期的実施し、安全なサービス提供体制の維持に努めています。

【緊急連絡先】

主治医	主治医氏名	病院	科	先生
	連絡先			
ご家族 ①	氏名			
	連絡先			

	メール アドレス	@
その他 ②	氏名	
	連絡先	

7. サービス内容に関する苦情と相談

① 受付時間

月曜日～土曜日の9:00～16:00 ただし、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

② 当事業所ご利用相談・苦情担当

苦情受付及び対応担当者：直接または電話にて苦情を最初に受けた者

苦情解決責任者：菫澤 真理（管理者）

電話番号 03-6904-2721

③ 担当者が不在の場合の対応

事務員などが代わりに受付を行い担当者へ引き継ぎます。

④ 苦情対応手順

1. 苦情原因の把握、究明

苦情申出人から電話などで苦情があった場合は、苦情受付担当者が詳しい事情を聴取します。苦情解決責任者は関係従業員または運営責任者から事情を聴取します。

苦情内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、苦情申出人へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（原則当日中に連絡をします）

2. 検討会議の開催

苦情解決責任者が必要と判断した場合に実施します。

3. 解決策の実施

検討の結果、速やかに具体的な対応を行います。

苦情解決責任者が苦情申出人に連絡をいれ、解決案を提示します。

4. 再発の防止

苦情の内容を記録して職員全員が確認し、再発防止に努めます。

苦情申出人の個人情報保護に配慮したうえで、定期的にミーティングを開催し事例の共有を図ります。

⑤ その他窓口

【練馬区】

- ・保健福祉サービス苦情調整委員事務局

練馬区役所西庁舎 3階

電話番号 03-3993-1344

【板橋区】

- ・板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課

板橋区介護保険苦情相談室

電話番号 03-3579-2079

【その他】

- ・東京都国民健康保険団体連合会

電話番号 03-6238-0177

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

西暦 年 月 日

指定訪問看護のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社リハビタブル

訪問看護ステーション リハビタブル

説明者 氏名



私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問看護の開始に同意しました。今後、私の状態変化等により、別紙料金表に記載されている加算算定要件に該当した場合またはサービスを希望する場合は、あらためて説明を受け、合意した上で算定を開始することに同意します。

ご契約者

ご家族・代理人

【医療保険】訪問看護ステーション リハビリタブル 訪問看護利用料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、提供した訪問看護の内容に応じて以下の料金をお支払いいただきます。

【訪問看護基本療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)						
保健師・助産師・看護師による場合	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)						
保健師・助産師・看護師による場合 (同一日に2人)	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	「同一建物居住者」に同一日に2人の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき、当事業所から他の方を訪問した場合に算定します。
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (同一日に2人)		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
保健師・助産師・看護師による場合 (同一日に3人以上9人以下)	週3日目まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834	「同一建物居住者」に同一日に3人以上の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき、当事業所から他の方を訪問した場合に算定します。
	週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (同一日に3人以上9人以下)		¥2,780	¥278	¥556	¥834	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)						
		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	入院患者が在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合。外泊(1泊2日以上)の日数にかかわらず1回または2回算定します。
訪問看護基本療養費の加算						
難病等複数回訪問加算						
1日に2回訪問	同一建物2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	同一建物3人以上9人以下	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
1日に3回以上訪問	同一建物2人以下	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合に算定します。
	同一建物3人以上9人以下(月20日目まで)	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
	同一建物3人以上9人以下(月21日目以降)	¥6,900	¥690	¥1,380	¥2,070	
緊急訪問看護加算						
月14日目まで		¥2,650	¥265	¥530	¥795	利用者・家族等の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に、1日につき1回限り算定します。
月15日目以降		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
乳幼児加算						
厚生労働大臣が定める者に該当する場合		¥1,800	¥180	¥360	¥540	6歳未満の利用者に訪問看護を実施した場合に1日につき1回限り算定します。
上記以外の場合		¥1,400	¥140	¥280	¥420	
長時間訪問看護加算						
		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	以下の長時間の訪問看護を要するものに対して、1回の訪問時間が90分を超えた場合に算定します。 ・特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる利用者(週1回) ・特別訪問看護指示書を受けている利用者(週1回) ・15歳未満の超重症児または準超重症児(週3回) ・15歳未満の小児であって特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者(週3回)
夜間・早朝訪問看護加算						
同一建物2人以下		¥2,100	¥210	¥420	¥630	利用者または家族の求めに応じて、夜間(午後6時～午後10時までの時間)、早朝(午前6時～午前8時までの時間)、深夜(午後10時～翌6時までの時間)に訪問看護を行った場合に算定します。
同一建物3人以上9人以下	月15日目まで	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
	月16日目以降	¥1,900	¥190	¥380	¥570	
深夜訪問看護加算						
同一建物2人以下		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
同一建物3人以上9人以下	月15日目まで	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
	月16日目以降	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	

複数名訪問看護加算						
看護職員、理学療法士等と訪問(週1回)	同一建物2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	保健師、助産師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という）が同時に他の看護師等または看護補助者（以下「その他職員」という）と訪問を行った場合に算定します。 複数名訪問看護加算の対象となるのは下記の方で、利用者または家族等の同意を得て算定します。 ①特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者 ②特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る） ⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤までのいずれかに準ずると認められる者（看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る）
	同一建物3人以上9人以下	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
准看護師と訪問（週1回）	同一建物2人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
	同一建物3人以上9人以下	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020	
その他職員と訪問（週3回算定）	同一建物2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	同一建物3人以上9人以下	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日1回）	同一建物2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	同一建物3人以上9人以下	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日2回）	同一建物2人以下	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
	同一建物3人以上9人以下	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日3回以上）	同一建物2人以下	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
	同一建物3人以上9人以下	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700	

【訪問看護管理療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考	
訪問看護管理療養費						
月の初日の場合	¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313		
月の2日目以降の訪問の場合	訪問看護管理療養費 ¥3,010	¥301	¥602	¥903		
訪問看護管理療養費の加算						
24時間対応体制加算	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	利用者やその家族等に対して24時間の対応体制にある場合に月1回算定します。	
特別管理加算	(I)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行う体制を構築し、計画的な管理を行った場合に1月につき算定します。 (I) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。 (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者。 真皮を超える褥瘡の状態にある者。 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。
	(II)	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者および診療により退院当日の訪問看護が必要と認められた者が保険医療機関から退院するに当たって、退院日に当該保険医療機関以外で療養上必要な指導を行ったときに、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に算定します。
	上記以外の場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
在宅患者連携指導加算	¥3,000	¥300	¥600	¥900	利用者の同意を得て保険医療機関や保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定します。	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600	利用者の状態の急変等に伴い、主治医の求めで関係する医療関係職種が原則として利用者の居宅に赴き行う共同カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定します。	
看護・介護職員連携強化加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	喀痰吸引等が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関して介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合に月1回に限り算定します。	

退院時共同指導加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	病院や介護老人保健施設等から退院、退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医 その他職員と共同して在宅での療養に必要な指導を行 い、その内容を文書により提供した場合に、退院 または退所後の最初の訪問看護が行われた際に、利 用者の状態に応じ2回に限り算定します。 なお、退院時共同指導加算を算定する利用者のう ち、特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者に 該当する利用者については、退院時共同指導加算に 追加して特別管理指導加算を算定します。
特別管理指導加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
訪問看護医療DX情報活用加算	¥50	¥5	¥10	¥15	
訪問看護医療情報連携加算	¥1,000	¥100	¥200	¥300	

【その他の療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
訪問看護ターミナルケア療養費					
訪問看護ターミナルケア療養費1	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	死亡日及び死亡前14日以内の合計15日間に2回以上 ターミナルケアを行った場合に算定します。 訪問看護ターミナルケア療養費1：看取り介護加算 等を算定していない利用者に対してターミナルケア を行った場合。
訪問看護ターミナルケア療養費2	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	訪問看護ターミナルケア療養費2：看取り介護加算 等を算定している利用者に対してターミナルケアを 行った場合。
訪問看護情報提供療養費	¥1,500	¥150	¥300	¥450	利用者の同意を得て市町村・都道府県や学校等、保 険医療機関等に対して訪問看護に関する情報を提供 した場合に算定します。訪問看護情報提供療養費1 および3は月1回、訪問看護情報提供療養費2は年 度に1回算定します。
その他の療養費の加算					
遠隔死亡診断補助加算	¥1,500	¥150	¥300	¥450	医師の指示の下、情報通信機器を用いて医師の死亡 診断の補助を行った場合に算定します。

※ 特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方、介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出た場合、一月につき1回指示の日から14日を限度として(但し、気管カニューレを使用している状態・真皮超える褥瘡の状態の方については、月2回まで)訪問看護が適用となります。

【訪問看護ベースアップ評価料】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
訪問看護ベースアップ評価料	(I) ¥1,050	¥105	¥210	¥315	訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善 を図る体制にある場合に月1回に限り算定します。

【訪問看護物価対応料】

訪問看護物価対応料1	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
月の初日の場合	¥60	¥6	¥12	¥18	物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療 養費の算定に併せて算定します。
月の2日目以降の訪問の場合	¥20	¥2	¥4	¥6	

【その他の費用】

	料金(税込)
交通費 事業所より片道5km以内	¥200
片道5km~8km	¥500
片道8~10km	¥1,000
営業日以外訪問料金	¥3,000
延長料金(1時間30分を超えたサービス提供の場合で30分毎)	¥5,500
在宅以外での訪問看護(1時間毎)	¥10,000
受診の同行(1時間30分まで)	¥15,000
死後の処置(亡くなられた後のお清め料と処置材料費)	¥20,000
キャンセル料 (当日ご連絡がない場合)	通常料金の100%

※利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合はキャンセル料はかかりません。